

新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和4年10月）	新・条文構成（令和5年10月）			
1	第1章 総則	第1章 総則			
2	第103条 受発注者の責務	第103条 受発注者の責務			
3		3.受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	○		
4	第112条 打合せ等	第112条 打合せ等			
5	4.打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。	4.打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。			○
6	第140条 保険加入の義務	第140条 保険加入の義務			
7		2.受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。	○		
8	第2章 機械ボーリング	第2章 機械ボーリング			
9	第203条 調査等	第203条 調査等			
10	5.検尺	5.検尺			
11	(2)掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。	(2)掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。			○
12	第4章 サウンディング	第4章 サウンディング			
13	第2節 スウェーデン式サウンディング試験	第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)			○
14	第404条 目的	第404条 目的			
15	スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。			○
16	第405条 試験等	第405条 試験等			
17	1. 試験方法及び器具は、JIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)によるものとする。	1. 試験方法及び器具は、JIS A1221(スクリューウエイト貫入試験方法(旧スウェーデン式サウンディング試験方法))によるものとする。			○
18	第406条 成果物	第406条 成果物			
19	(2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)により整理し提出するものとする。	(2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221(スクリューウエイト貫入試験方法(旧スウェーデン式サウンディング試験方法))により整理し提出するものとする。			○